

令和8年度 採点システム賃貸借契約書(案)

那覇市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙所有の採点システムについて、以下のとおり合意し契約を締結する。

（法令等の遵守）

第1条 甲、乙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、日本国国内法令及び、那覇市条例及び規則等を遵守し、これに違反してはならない。

（採点システムの提供完了日）

第2条 乙は、契約日から2週間以内に、甲が採点システムを使用できるように提供すること。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第30条第1項第3号に基づき本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（賃貸借料）

第5条 総賃貸借料 ¥0,000,000-（うち消費税及び地方消費税 000,000円）

（支払い方法）

第6条 甲は乙に対し、前条の総賃貸借料について、以下の通り分割し支払うものとする。

令和8年4月分 ¥000,000-（うち消費税及び地方消費税 00,000円）

令和8年5月分 ¥000,000-（うち消費税及び地方消費税 00,000円）

令和8年6月分 ¥000,000-（うち消費税及び地方消費税 00,000円）

令和8年7月分 ¥000,000-（うち消費税及び地方消費税 00,000円）

令和8年8月分 ¥000,000-（うち消費税及び地方消費税 00,000円）

令和8年9月分 ¥000,000-（うち消費税及び地方消費税 00,000円）

令和8年10月分 ¥000,000-（うち消費税及び地方消費税 00,000円）

令和8年11月分 ¥000,000-（うち消費税及び地方消費税 00,000円）

令和 8 年 12 月分 ¥000,000- (うち消費税及び地方消費税 00,000 円)

令和 9 年 1 月分 ¥000,000- (うち消費税及び地方消費税 00,000 円)

令和 9 年 2 月分 ¥000,000- (うち消費税及び地方消費税 00,000 円)

令和 9 年 3 月分 ¥000,000- (うち消費税及び地方消費税 00,000 円)

(賃貸料の請求)

第 7 条 乙は、賃貸借料について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は、適正な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に乙に支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、支払期日の翌日から支払日まで、その請求金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約の解除及び違約金)

第 8 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には何ら催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 本契約に基づく債務を履行せず、その他本契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反が是正されないとき。
- (3) 破産、民事再生又は会社更生手続き開始の申立てがあったとき
- (4) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- (5) 乙、乙の代理人、乙の再委託契約の当事者又は、乙にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団員(暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は本市に帰属する。契約保証金の納付が免除されている場合は、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額を違約金として請求するものとする。ただし、乙の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第 9 条 採点システムの性能、機能等に関し契約に適合しないものであるときは、乙は特別の定めがない限り、本契約の有効期間中、補修、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完を行うものとする。

(損害賠償等)

第 10 条 甲、乙は自己の責に帰する理由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償の額は、甲と乙が協議の上決定する。

(合意管轄)

第 11 条 本契約にかかる訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 12 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙 ○○○○○